

# 公共施設使用料減免ガイドライン（改訂第4版）

伊勢原市

## 1 趣旨

本ガイドラインは、本市の公共施設使用料の減免の適用について定めた「公共施設使用料の減免基準」について、適用の可否判断等の統一的な運用を確保するための指針として定めるものです。

## 2 減免基準の適用の考え方

### (1) 全額減免

#### ①市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が主催する行事等のために使用

- ア 市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が主催する行事や会議等で使用する場合は、減免とする。
- イ 「市」には、伊勢原市教育委員会などの市が設置する行政委員会を含むものとする。
- ウ 市が設置した行政委員会が、地方自治法に基づく法定受託事務を行うために使用する場合は、減免とする。
- エ 市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人から委託を受け、事業を実施するために使用する場合は、減免とする。
- オ 市がその組織に加わっている一部事務組合が主催する行事や会議等で使用する場合は、減免とする。
- カ 市民協働事業は、市と団体が対等な立場で役割及び責任を分担して行う事業であることから、協定に基づく事業で使用する場合は、減免とする。ただし、事業の内容によっては、協定に基づき使用料を徴収することができるものとする。

#### ②指定管理者が施設の設置目的のために使用

- ア 指定管理者が当該施設の運営のための会議等に使用する場合は、減免とする。
- イ 指定管理者が市との協定に基づく事業計画により、事業を実施するために使用する場合は、減免とする。

#### ③市立の小中学校又は保育所がそれぞれの教育活動や保育活動のために使用

- ア 市立の小中学校が授業や行事、部活動等の教育活動のために使用する場合は、市立の保育所が行事等の保育活動のために使用する場合は、減免とする。
- イ 市立の小中学校が教育活動のための研修等で使用する場合は、市立の保育所が保育活動のための研修等で使用する場合は、減免とする。
- ウ 市立保育園のみならず民間保育園の保育士も含めて実施する合同の研修会等で使用する場合は、減免とする。
- エ 市立小中学校の教職員又は市立保育所の職員が自ら主導して行う研修等のために使用する場合は、対象としない。

④主たる構成員が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体が次の施設を使用  
対象施設：市立小中学校の屋内運動場及び屋外運動場、上満寺多目的スポーツ広場

ア 構成員の過半数が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体が対象施設を使用する場合は、減免とする。

イ 該当団体であっても、施設を使用する際に、利用者が保護者や指導者等のみで、中学生以下の者が使用しない場合は、対象としない。

⑤市内の地域自治・地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育推進団体又はスポーツ・健康づくり推進団体が公益性のある事業のために次の施設を使用  
対象施設：公民館、消防署南分署（コミュニティ防災センター）、コミュニティセンター、石田小学校の特別教室等、市立小中学校の屋内運動場及び屋外運動場

ア 対象団体

(ア) 地域自治・地域安全関係団体

地域自治の推進、地域安全の確保に資するために結成された団体であって、市が事務局を務める、又は市と連携して活動を行うなど、市の事業に深く関与している団体をいう。

(イ) 社会福祉関係団体

社会福祉の推進に資するために結成された団体であって、市が事務局を務める、又は市が事業推進のために育成し、市の事業を補完する活動を行っているなど、市の事業に深く関与している団体をいう。

(ウ) 社会教育推進団体又はスポーツ・健康づくり推進団体

a 社会教育推進団体

社会教育活動の振興や、児童生徒や青少年の健全育成に資するために結成された団体であって、市が事務局を務める、又は市と連携して活動を行うなど、市の事業に深く関与している団体をいう。

b スポーツ・健康づくり推進団体

市民の生涯スポーツや健康づくりの推進に資するために結成された団体であって、市が事務局を務める、又は市が事業推進のために育成し、市の事業を補完する活動を行っているなど、市の事業に深く関与している団体をいう。

イ 教養・趣味的活動のために使用するなど、公益性が認められない場合は、対象としない。

ウ 対象団体例は別表のとおりとする。ただし、対象団体例と類似する団体や新たに発足した団体で、減免することが適当と認められる場合は、市長の決裁により適用の可否を決定するものとし、新たに適用した場合は、その都度、本ガイドラインに追記するものとする。

エ 石田小学校の特別教室等とは、石田小学校内の家庭科室、音楽室、ランチルームをいう。

⑥国又は神奈川県若しくはこれらが設置する機関が行政上必要な説明会等のために使用

- ア 国又は神奈川県若しくはこれらが設置する機関が工事説明会、事業説明会又は市民との対話集会等のために当該施設を使用する場合は、減免とする。
- イ 「神奈川県」には、神奈川県教育委員会などの神奈川県が設置する行政委員会を含むものとする。
- ウ 神奈川県教育委員会が市立の小中学校の教員を対象として、研修会のために当該施設を使用する場合は、減免とする。

⑦防災や救命を目的とした事業や講習会等のために使用

- ア 消防署南分署（コミュニティ防災センター）を防災や救命の知識修得等のために使用する場合は、減免とする。

⑧障がい者が個人で次の施設を使用

対象施設：鈴川公園プール、総合運動公園体育館トレーニング室、子ども科学館

- ア 障がい者及び障がい者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障がい者の自立の促進を図るため、障がい者が個人で対象施設を使用する場合は、当該者及びその介護者1名を減免とする。
- イ 上記アの障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を対象とし、手帳の提示等により確認する。

⑨その他市長が必要と認めるとき

- ア 当該規定は、減免基準で想定し得ない使用に対応するためのものであり、適用する場合は、明確な公益性が認められるなど、やむを得ないものに限定する。
- イ 当該規定の適用に当たっては、市長の決裁により適用の可否を決定するものとし、その都度、本ガイドラインに追記するものとする。

## (2) 5割減免

①市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する行事等のために使用

- ア 市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する行事等のために使用する場合は、減免とする。
- イ 市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が後援又は協賛する事業のために使用する場合は、対象としない。
- ウ 「市」には、伊勢原市教育委員会などの市が設置する行政委員会を含むものとする。

②市内の県立学校、私立学校、私立保育所又は認定こども園等がそれぞれの教育活動や保育活動のために使用

- ア 市内の県立学校、私立学校が授業や行事、部活動等の教育活動のために使用する場合は、市内の私立保育所が行事等の保育活動のために使用する場合は、市内の認定こども園等が教育活動又は保育活動のために使用する場合は、減免とする。
- イ 「私立保育所又は認定こども園等」とは、公私連携型保育所、私立保育所、認定こども園、小規模保育施設をいう。
- ウ 私立保育所又は認定こども園等の職員が自ら主導して行う研修等のために使用する場合は、対象としない。

③別に定めがあるものを除き、国又は神奈川県若しくはこれらが設置する機関が主催する事業のために使用

- ア 同項（１）⑥に該当するものを除き、国又は神奈川県若しくはこれらが設置する機関が市民を対象とした講座や講習会等を主催するために使用する場合は、減免とする。
- イ 「神奈川県」には、神奈川県教育委員会などの神奈川県が設置する行政委員会を含むものとする。

④伊勢原市スポーツ協会とその加盟団体、伊勢原市スポーツ少年団、伊勢原市レクリエーション協会とその加盟団体が主催又は主管する事業のために使用

- ア 伊勢原市スポーツ協会とその加盟団体、伊勢原市スポーツ少年団、伊勢原市レクリエーション協会とその加盟団体が団体の設立目的に沿って、市民を対象とした大会や行事、講習会や会議等のために使用する場合は、減免とする。
- イ 当該団体の事業であっても、構成員を対象に行う練習のために使用する場合は、対象としない。
- ウ 伊勢原市スポーツ協会、伊勢原市スポーツ少年団、伊勢原市レクリエーション協会の各団体に属する個別団体が使用する場合は、対象としない。

⑤伊勢原市文化団体連盟とその加盟団体が主催又は主管する事業のために使用

- ア 伊勢原市文化団体連盟とその加盟団体が団体の設立目的に沿って、市民を対象とした行事や講習会等を行うために使用する場合は、減免とする。
- イ 当該団体の事業であっても、構成員を対象に行う練習のために使用する場合は、対象としない。
- ウ 伊勢原市文化団体連盟に属する個別団体が使用する場合は、対象としない。

⑥主たる構成員が市内に在住する障がい者で構成された団体が使用

- ア 構成員の過半数が、市内に在住する障がい者で構成される団体が、施設を使用する場合は、減免とする。
- イ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を対象とし、手帳の提示等により確認する。

⑦その他市長が必要と認めるとき

- ア 当該規定は、減免基準で想定し得ない使用に対応するためのものであり、適用する場合は、明確な公益性が認められるなど、やむを得ないものに限定する。
- イ 当該規定の適用に当たっては、市長の決裁により適用の可否を決定するものとし、その都度、本ガイドラインに追記するものとする。

### 3 減免基準を適用する施設

対象施設については、本ガイドラインに記載したものを除き、減免基準の目的に沿って使用する施設とする。

別表 減免対象団体例（２（１）⑤関係）

区 分	対象団体例
地域自治・地域安全 関係団体	伊勢原市自治会連合会及び地区・単位自治会 伊勢原市衛生委員会 伊勢原市交通安全対策協議会 伊勢原交通安全協会 伊勢原安全運転管理者会 伊勢原青少年交通安全連絡協議会 伊勢原市交通安全母の会 伊勢原市防犯協会 伊勢原市災害ボランティア連絡協議会
社会福祉関係団体	伊勢原市民生委員児童委員協議会及び地区組織 伊勢原市保護司会 伊勢原市更生保護女性会 伊勢原市子育てサポーター連絡会 伊勢原市社会福祉協議会 伊勢原市ふれあいミニデイ（サロン）実施団体（2019年4月18日追加） 伊勢原地域ダイヤビック教室実施団体（2019年4月18日追加）
社会教育推進団体又 はスポーツ・健康づ くり推進団体	伊勢原市青少年指導員連絡協議会及び地区組織 各地区青少年健全育成協議会 伊勢原市子ども会育成会連絡協議会及び地区・単位組織 伊勢原市PTA連絡協議会及び単位組織 伊勢原市青少年相談室補導員連絡協議会 伊勢原市スポーツ推進委員協議会 各地区体力づくり振興会 健康いせはらサポーターの会 伊勢原市食生活改善推進団体

**改訂履歴**

版数	発行日	改訂箇所	改訂内容
初版	2018年10月5日	—	—
第2版	2019年4月18日	別表(2(1)⑤関係)	社会福祉関係団体に2団体追加
第3版	2022年3月28日	2(1)ウ	地方自治法に基づく法定受託事務を追記
		2(2)④	伊勢原市体育協会を伊勢原市スポーツ協会に改正
第4版	2024年3月28日	2(1)⑧	障がい者が個人で使用する場合の取扱いを追記
		2(1)⑨	その他市長が必要と認めるときの項番を改正
		2(2)⑥	障害者手帳の表記の順番を改正



伊勢原市公共施設使用料減免ガイドライン  
企画部公共施設マネジメント課  
〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地  
電話 0463-94-4851